

防災・減災、国土強靱化のさらなる強力な推進について

近年、台風や豪雨等により各地で甚大な被害が発生しているが、現在でも令和2年7月豪雨の影響により、九州地方をはじめとして甚大な被害が既に発生しており、今後も気候変動による降雨量の増大や気象災害の頻発化・激甚化は明らかな状況である。また、南海トラフ地震が、今後30年以内に高い確率で発生すると想定されるなど、国難レベルの巨大地震発生の切迫性が高まっているところである。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（以下、「3か年緊急対策」という）等により、国と地方が一体となってハード、ソフトの両面から、喫緊の防災・減災、国土強靱化対策に集中的に取り組んでいるところである。

しかしながら、「3か年緊急対策」の対象となった箇所以外にも対策が必要な箇所は多数存在しており、頻発化・激甚化する自然災害に対する抜本的な対策は、まだ道半ばである。

また、平成30年7月豪雨によりため池が決壊し、人的被害が発生したのをはじめ、令和元年8月九州北部豪雨や9月の台風第15号等の襲来により全国各地で甚大な被害が生じた。

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行され、ため池の管理体制の強化を進めている中で、早急にハード対策が必要となるため池が大幅に増加し、その対策は今後長期間にわたると見込まれる。

令和元年10月の東日本台風においては、大規模河川の氾濫や堤防の決壊等により、甚大な被害が発生した。一方、多くの国土交通省所管ダムで洪水調節を実施し、下流の水位上昇の抑制が図られ、令和元年12月に出された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」では、すべての既存ダムで洪水調節機能強化のために事前放流を検討することとされているが、一級河川の府県管理の多目的ダム及び二級河川のダムは利水者に対する国による損失の補填制度がない状況である。

さらには、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、過度な東京圏への一極集中等のリスクを改めて認識させた。

どこで発生するかもしれない国難レベルの自然災害に負けない国土づくりを切れ目なく推進するためには、「3か年緊急対策」後も地方の実情に応じた対策内容の充実を図り、防災・減災、国土強靱化対策を強力かつ継続的にハード、ソフトの両面から進める必要がある。

また、気候変動を踏まえた河川改修に加えて、調整池等の整備による雨水貯留や、氾濫特性を考慮したまちづくり等を適切に組み合わせた流域治水による新たな事前防災・減災対策への転換や、更なる河道掘削・堤防強化対策等による水災害対策の強化についても、防災・減災、国土強靱化対策を強力かつ継続的に進めるためには必要である。

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ景気を支え、過度な東京圏への一極集中を解消し、地方創生を実現するため、地方の安全・安心なくらしの基盤整備をハード、ソフトの両面から推進することが必要であり、次のとおり提言する。

- (1) 「3か年緊急対策」後も必要な予算・財源を安定的に別枠で確保し、さらなる対策の推進・充実を図り、これまで以上に強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めること
- (2) 地方が国土強靱化に資する対策を円滑に進められるよう、緊急防災・減災事業および緊急自然災害防止対策事業等の延長や起債制度の充実を図ること
- (3) ため池のハード対策の実施に必要な耐震調査や実施計画策定などの調査計画事業をはじめ、管理体制の強化に資するパトロールや現地指導等の保全活動に要する経費などのソフト対策について、令和2年度までとなっている国の定額補助制度を維持・拡充すること
- (4) 将来にわたって治水効果を発揮する事前防災・減災対策の加速化を図ること
- (5) 堤防強化対策を集中的に実施できるよう、新たな予算制度を創設すること
- (6) 事前放流にあたり、全てのダムを利水者に対する国の損失補填制度の対象とするとともに、補填費用も国が負担すること

令和2年8月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉 本 達 治
三重県知事	鈴 木 英 敬
滋賀県知事	三日月 大 造
京都府知事	西 脇 隆 俊
大阪府知事	吉 村 洋 文
兵庫県知事	井 戸 敏 三
奈良県知事	荒 井 正 吾
和歌山県知事	仁 坂 吉 伸
鳥取県知事	平 井 伸 治
徳島県知事	飯 泉 嘉 門

関西広域連合